群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に居住する個人が自ら居住する住宅(住宅として使用される予定であるものを含む。以下同じ。)に住宅用太陽光発電設備、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「EV等」という。)並びに蓄電池及び電動自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備(以下「対象設備等」という。)を導入する場合に必要となる資金を貸し付けることにより、もって本県における再生可能エネルギーの導入と自家消費の促進を図り、温室効果ガスの排出を低減させ持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

(貸付け)

第2条 知事は、県内に本支店を置く金融機関(以下「金融機関」という。)がこの要綱に基づく融資(以下「本制度融資」という。)を行ったときは、予算の範囲内において、融資額(融資期間が翌年度にわたる場合は翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高(延滞額を除く。))の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

(融資対象者)

- 第3条 本制度融資の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - 一 県内に居住し、自ら居住する住宅に対象設備等を導入する者(転入予定者も含む。)。 ただし、融資を受けようとする者と住宅の所有者が異なる場合は、導入を行うことに ついて所有者の同意を受けていること。
 - 二 自己資金だけでは資金の調達が困難である者
 - 三 県税等の滞納がない者
 - 四 対象設備等の購入又は設置工事に着手していない者
 - 五 金融機関が定める審査基準を満たす者
- 2 前項の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 三 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 五 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しく は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 七 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(資金使途)

- 第4条 本制度融資の資金使途は、県内に居住する個人が自ら居住する住宅に対象設備等 (いずれも 当該設備等を導入する時点で未使用品であるものに限る。) を導入するために必要となる設備資金 とする。
- 2 対象設備等の要件は、知事が別に定めるものとする。

(融資条件)

- 第5条 本制度融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 融資限度額
 - 1,000万円(本制度融資の融資残高を含む。)
 - 二 融資期間
 - 10年以内
 - 三 償還方法
 - 元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還の併用とする。
 - 四 融資利率等
 - ア 融資利率

年1%とし、償還期間を通して固定金利とする。

イ 遅延利息

融資を受けた者が償還を遅延したときの遅延利息は、遅延日数に応じ金融機関の定める割合で計算した額とする。

五 保証等

保証及び担保は、金融機関が定める条件とする。

(融資の申込及び審査)

- 第6条 融資を受けようとする者は、金融機関に申し込むものとする。
- 2 金融機関は、前項の規定による申込があったときは、融資の適否について審査し、適格と認められたものについては、知事に報告するものとする。

(融資の認定)

第7条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容について確認し、適正と認められるものについては、申込者及び当該金融機関に融資の認定について通知するものとする。

(融資の実行)

第8条 金融機関は、前条の通知に基づき融資を実行するものとする。

(融資の取消し)

- **第9条** 金融機関は、融資の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 融資を行わないものとする。
 - 一 融資不適格と判断したとき。
 - 二 融資目的以外に使用する等、その他不正な行為が認められるとき。
 - 三 その他正当な理由なく融資の条件に違反したとき。
- 2 金融機関は、融資の実行後、前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、融資契約を解除することができるものとする。
- 3 金融機関は、前2項の措置をする場合は、あらかじめ知事と協議するものとする。
- 4 金融機関は、前項の協議が成立したときは、直ちに融資契約の解除など、その他必要な措置を講ずるものとする。

(預託金の返還)

第10条 知事は、前条第4項の規定により措置を講じた金融機関に対して、県の預託金の返還を求めることができるものとする。

(報告の徴収及び調査)

第11条 知事は、この制度の適正な運用を図るため、金融機関及び融資を受けた者に対し、必要な 事項について報告を求め、又は当該融資に係る帳簿その他関係書類を調査することができるものと する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則(平成28年5月18日環エネ第35-1号)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 平成28年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.59分の1」とする。

附 則 (平成29年3月22日環工ネ第35-50号一部改正)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則 (平成30年3月23日環エネ第35-28号-部改正)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則 (平成31年3月29日環エネ第35-8号一部改正)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則(令和2年4月1日気対第35-1号一部改正)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則(令和3年4月1日気対第35-1号一部改正)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。 附 則(令和4年3月29日気対第35-7号一部改正)
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則(令和5年3月30日GI第35-11号-部改正)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。

附 則(令和6年3月26日GI第35-10003号 部改正)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度中に行われる融資に限り、第2条中「2分の1とあるのは、1.72分の1」とする。